



Title	農民と公共職業訓練
Author(s)	神田, 嘉延
Citation	北海道大學教育學部紀要, 38, 117-123
Issue Date	1981-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29238
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_P117-123.pdf



農民と公共職業訓練

神田 嘉延

The Peasants and Public Vocational and Training

Yoshinobu Kanda

I 問題の所在

「総合」農政以降の農業の大型・中型機械化「一貫」体系化は、農作業での事故、莫大な負債の累積、人為的冷害、不安的なやとわれ兼業の増大、農外就労での人身事故、健康障害、家族崩壊など農民の貧困化を一層深めながら多様化させていった。そして、農民に対する職業技術教育は、それらに対応して、新たに様々な課題を提起するようになった¹⁾。

ところで、「総合」農政は、いうまでもなく、労働省の積極的労働力政策と密接に結びついて展開され、国家独占資本主義の相対的過剰人口の人為的な大量創出政策でもあった。農家からの中高年層の農外労働力流出は、ほとんどが未熟練労働力であり、低賃金構造の拡大再生産になっていった²⁾。

本稿の課題は、「総合」農政と積極的労働力政策によってうちだされた農民の職業技術教育の1つの農業者転職訓練の役割を農民の賃労働者化の側面と大型・中型機械化「一貫」体系にともなう農業機械の学習・訓練と2つの側面から明らかにするものである。

農業者転職訓練制度は、稲作の生産調整に対応しての農業者転職対策の一環としてうち出され、1975年から実施されている。この対策は、「総合」農政によって生みだされる農家労働力の他産業への就業の「円滑化」推進ということで、公共職業安定所、公共職業訓練所、各市町村農業委員会、各市町村役場行政などを積極的に動員して、各市町村または、部落段階まで降りて、転職活動を積極的に行なうものであった。なかでも、稲作生産調整の重点地域には、農村人材銀行、農村巡回職業相談などを設置して関係機関を総合的に転職対策に動員できるようにしているのである。

転職対策の活動内容は、職業相談、職業あっせん、離農転職相談と「援助」などの職業安定的業務と農業者転職訓練の受講指導、職業訓練施設のあっせんなどを行なっている。

農業者転職訓練は、各都道府県立の公共職業訓練校が実施主体であり、能力再開発訓練の簡易訓練の中に位置づく。いうまでもなく、この訓練は、離農促進を目的とするものであることから、離農希望者を中心にしての訓練目的である。(実際は、やとわれ兼業が中心になっていった。)ところで、この訓練施設は、訓練校ばかりでなく、各市町村、役場施設、公民館、保育所、児童館、民間の工場施設などになっている。これは、訓練施設が受講者にとって、通学できる範囲の距離になければならないことと、安上がりな簡易訓練ということからである。施設面からも訓練の実施においては、各市町村自治体の積極的協力も前提となる。

ところで、農業者転職訓練の受講には、各市町村の農業委員会の離農証明が必要とされるが、その役割は、全く形式的なものになっている。現実の受講あっせんは、職業安定行政による訓練受講の指導が強く、各市町村の農業委員会からの実際の離農者の紹介はあまりない。これは、農業者転職訓練が現実には離農するものを対象にするのではなく、農民のままで直接的に労働力市場にひっぱり出すための積極的労働力政策であるからである。

戦後の公共職業訓練の出発は、職業安定行政からの失業対策との性格を強くもった公共職業補導所と労働基準行政からの戦前徒弟養成を排しての年少労働者保護としての技能者養成制度からである。後者の制度は共同養成として中小企業に広く普及した。1958年の職業訓練法の施行により、この2つの公共職業訓練は、一本化されたのである。

ところで、1969年の職業訓練法の全面改正は、積極的労働力政策の中での「生涯教育訓練」の体系化のために行なわれたものであり、職業安定行政側からの職業訓練が強く出されたのである。そして、それは失業対策的な行政でなく、積極的に新たに農業や中小企業などの「斜陽」産業からや家庭主婦から労働力をひきだすものであった³⁾。

農業者転職対策の政策的意図は、消極的な失業対策としてではなく、新たな農家労働力を労働力市場にひっぱり出すためのものであり、それは、いわゆる「高度経済成長」期の「労働力」不足と称する強蓄積のための低賃金政策の中に積極的に位置づけられるものである。しかし、石油ショックを契機として、1975年頃からの不況対策の切り替えによって、農業者転職対策での職業あっせん活動は、大きく縮小され、農村人材銀行の閉鎖状況も各地域にみることができる。そして、稲作の生産調整による農外就労のあっせんから水田再編成事業転作への方向へと変わっていく。

また、不況によって大都市への建設業や製造業の出稼ぎも著しく制約され、積極的労働力政策によって出稼ぎや農村工業などにひっぱりだされた上層農家の兼業は、専業化へ一部もどった。しかし、同時に、多くの兼業農家は、失業または半失業状況として農村の中に大量の受窮貧民層とそれに隣接する層を作り出した。これは、不況業種からの労働力が農村に還流することなども加わり深まっていった。つまり「農村滞留労働市場」の形成を新たに作り出したのである⁴⁾。

不況は工業製品の輸出見返りとしての農作物輸入自由化の波をおし進め、農業危機は、拍車をかけられた。農業所得の伸び率は、1975年以降1%~2%となり、農業生産力の発展は危機が深刻化する国家独占資本主義の枠内では、展望のないことが一層明きらかとなった。いうまでもなく、このような状況の中で農家所得における農業収入の相対的低下は強まった。1973年の農業所得の割合32.4%は、1978年に28.2%と低下の傾向を示している。

農業者転職訓練は、このような状況の中でやとわれ兼業の安定就労化、労働の安全衛生化として大きな役割をもっていくのであるが、1975年以降の農業者転職対策の活動鈍化によって、受講者の枠も大きく減っていくのである。

1978年の職業訓練法の再改正は、不況対策に対応しての中高齢者層を中心とする離転職者の再就職のための生涯訓練体系を整備したことに1つの大きな特徴があるが⁵⁾これは、労働力市場にひっぱり出す積極的労働力政策から不況に対応する社会政策的な意味からの性格が強くなっていることを示している。農村における不況の影響は、都市労働者と同じように受けているにもかかわらず、農家のやとわれ兼業層に対する職業訓練ということは、大きく後退して

いく。これは、農民に対する社会保障的立ち遅れの現われである。

ところで、積極的労働力政策によつての農業者転職訓練で多くの農民が農業以外の公的職業技術教育を受けたことは大きな意味がある。従来農民に対する職業技術教育は農業改良普及制度、農業高校、農業者大学校などで行なわれてきたが、農機具の点検、修理は、農業教育外になっている。ところが、農業者転職訓練の農業機械整備の受講によつて、農民自身が農業教育の中に農業機械の点検整備の技術習得を位置づけてきているのである。また、建築、溶接などの建設業の科目も農業経営に大きく役立っている中でそれらも同様である。

農業者転職訓練は、やとわれ兼業農民の安定就労化の中での職業訓練の要求と農業教育自身の中に農業機械点検整備技術、建築、溶接の技術などの習得の要求をもちこんだのである。

Ⅱ 農民の賃労働者化と農業者転職訓練

1979年の農業調査によれば専業農家はわずか12.5%であり、9割近くの農家が兼業になっている。そして、その兼業も全農家の7割近くが兼業収入中心の第2種兼業農家である。1960年から農家戸数は、130万近くの減少を示し、農業就業人口は、1450万から半数以下の800万弱減少し、第2種兼業農家率は、32%から69.7%と急上昇した。これらの事実は、この20年間の農民のやとわれ兼業化と離農の激しさを示している。ところが、これらの農民の他産業従事は、一部の安定した通勤やとわれ兼業を除いて、きわめて劣悪な労働条件、低賃金のもとに不安定就労を強いられ、転職に際しての職業訓練の受講機会など全くなかったものが大多数である。1970年から実施された農業者転職訓練も実際に離農を強いられた農家や不安定就労のもとで兼業収入に依存しているものの受講はきわめて少なかったのである。また、いうまでもなく、広範な離農や兼業化の動向にしてみれば、農業者転職訓練自体の定員の枠をひろげ、訓練を活発に行なった北海道、青森、鹿児島でも1年間400名程度できわめて微々たるものにすぎず、農村人材銀行、農村巡回職業紹介、役場での職業紹介などにくらべると農村全体の社会的影響からみるならばきわめて少ない。

兼業も含めての農民の他産業の転職に対しての職業訓練、安全衛生教育などは、労働権としての基本的要求である。それは、職業紹介、失業保険などと同様の労働権である。さらに、職業訓練の受講は、それらの中心になければならない⁶⁾。

表一1は、青森県、鹿児島県の農業者転職訓練と兼業状況であるが、受講前と受講後の状況は大きな変化がない。受講者は、兼業または、農業に専従しているが、時々出稼ぎ日雇いが最も多くなっており、兼業収入によって生計をたてる層は少ない。このことは、最も必要

表一1 農業者転職訓練と兼業状況

(%)

	青 森 (1973年)		鹿児島 (1973年)		鹿児島(1976年)
	受講前	受講後	受講前	受講後	受講前
農業だけをやっている	28.0	19.3	12.8	11.1	23.0
農業に専従しているが、時々出稼ぎ日雇	49.3	52.0	60.3	53.8	42.0
安定した仕事についているので、農業時々手伝い	14.0	21.3	17.5	22.5	25.0
他の職についているので、農業しない	6.9	7.4	8.4	12.6	10.0
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 青森(1973年)・鹿児島(1973年)県農業会議調、鹿児島(1976年)県職業訓練課調

表-2 家計費の第1位依存項目

(戸)

	農 業	通 や 勤 と わ れ	年 金	貯 金	子 供 の 仕 送 り	生 活 保 護	山 林	漁 業	財 農 産 地	出 稼	そ の 他	合 計
笠沙町	64 (507)	356 (111)	179 (253)	4 (4)	187 (102)	35 (1)	0 0	65 (15)	1 (1)	304 (20)	51 (31)	1,246 (1,045)

注) 昭和50年農業委調, ()内第2位家計依存

とする農村の滞留した過剰人口の層の受講がきわめて少ないことを意味している。さらに、例えば、鹿児島県南薩の笠沙町は、表-2に示すように、不安定な出稼ぎや通勤兼業によって生計をたてている農村の滞留した過剰人口の形成地帯であるが、ここでの農業者転職訓練の受講生は、表-3に示すように、終了時のアンケートで「訓練が終わったらどんどこに就職するか」という質問に1974年度の受講生51名全員が「従来どおり出稼ぎする」と答えており、また、「事業所を以前と同じところに」89.2%と職業の変更を望んでいない。そして、受講は、「すぐに役立つ」とするものは、27.5%にすぎず、多くは「将来役立つと思う」ことに答えている。

表-3 笠沙町での農業者転職訓練終了時のアンケート結果 1974年度

(%)

		回 答 数	割 合
1. あなたは訓練を受講したことがよかったか	は い	51	100.0
	い い え	0	0
2. 受講科目のえらび方は自分に適していたか	適していた	37	72.5
	やや適していた	12	23.5
	不適であった	2	4.0
3. 講義の内容、実技訓練についてよくわかったか	よくわかった	41	80.4
	わからなかった	10	19.6
4. あなたが受けた訓練科目を今後どのように役立てるか	すぐに役立つと思う	14	27.5
	将来役立つと思う	37	72.5
5. 訓練が終わったらどんどこに就職するか	従来どおり出稼ぎする	51	100.0
	イ. 以前の事業所	45	89.2
	ロ. 変りたい	6	11.8

注) 南薩(笠沙)簡易訓練校アンケート調

表-4 農業者転職訓練を受講した理由

(%)

	青 森 (1973年)	鹿児島 (1973年)	鹿児島 (1976年)
農業をやめて他へ就職	8.7	4.0	2.4
出稼ぎ日雇いなどで条件をよくするため	44.0	47.2	34.9
技術を身につけて自家で活用	10.7	20.7	16.7
将来のために技術を身につけておきたいため	31.3	26.4	44.4
そ の 他	5.3	1.7	1.6
計	100.0	100.0	100.0

注) 1973年青森、鹿児島県農業会議調
1976年鹿児島職業訓練課資料

表一4に示すように、農業者転職訓練の受講理由は、「出稼ぎ日雇いなどで条件をよくするため」や「将来のために技術を身につけておきたいため」となっている。そこでは、「農業をやめて他へ就職」するものの受講は、きわめてわずかになっている。本来、農業者転職訓練は直接離農するための世帯主を受講させるためのものであったが、現実的に離農するものにとって、この訓練制度は機能していないのである。これは、訓練手当がきわめて低額であるということから離農という農民にとって最も過酷な状況の生活苦、経営難にみあった生活保障では決っていないためである。

ところで、最も不安定で危険な労働を強いられている出稼ぎ農民は、職業訓練の要求をあまりもっていないかという決してそうではない。例えば、青森県出稼ぎ対策室が1977年6月に調査した「出稼労働者就労動向調査」によれば冬型の出稼ぎ農民で1,554人の回答者のうち16.4%のものが積極的に「訓練をうけたい」としており、表一5に示すような、希望訓練科目を具体的にあげている。この表より、型枠、溶接、大工、ブロックなどほとんどが建設関係のものになっている。

ところで、建設業界は、出稼ぎ日雇い層に教育訓練を積極的に位置づけて実施している。例えば東京建設福利厚生協会では、山谷労働者や都内の「自由労働者」を対象に建設機械オペレーター等の訓練を実施している。建設業労働災害防止協会では、1972年10月の労働安全衛生法の制定により足場、型枠などの作業主任者および建設機械運転免許などの技能講習を積極的に実施している。これは、建設業出稼ぎなどによる人身事故の多発に対しての労働者側の労働安全衛生の要求を資本主導によって先取りしたものである⁷⁾。

兼業農家の職業訓練の実施は、十分技術を身につけて専門性が発揮出きるまでのコースを保障しなければならない。そして、それは、単なる技能養成としてではなく技術の基礎的能力を一般教養に裏づけられたものとして習得でき、労働安全衛生教育、労働基本権の学習などを身につけられるようなものが要求される。とくに、農民の場合、労働者の権利がきわめて弱い状況を考えて転職の職業技術教育の前提にそれらが位置づく。さらに、訓練手当を生活保障に見合うものにすることも大切な課題である。

表一5 出稼ぎ者の職業訓練の
科目別要求（冬型） (%)

型	枠	23.1
溶	接	22.4
大	工	9.0
ブ	ロ	7.5
玉	か	5.5
重	機	7.5
配	管	7.1
左	官	3.5
自	動	3.2
機	械	1.6
フ	ォ	2.7
そ	の	6.9
計		100.0

注) 青森県民生労働部出稼対策室1977年6月調査「出稼労働者就労動向調査」より

Ⅲ 大型中型機械化「一貫」体系と農業機械に関する学習・訓練

前記の表一1に示したように農業者転職訓練の受講後も農業を専業しているものが20%前後の割合を示していた。また表一4に示したように受講理由に「技術を身につけて自家で活用」も少なくなかった。

ところで、北海道長沼町では、1971年、1972年の2年間に農業者転職訓練の科目に農業機械科整備を置き50名の修了生を出している。この科目の受講理由に、多くの農民は、「離農の

ため」としているが、実際は、専業農家として残り、農業機械の点検・整備を自分自身でやるためのものだった。

長沼町では、1970年以降トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機などの農業機械が急速に普及した。この普及に対応して農業機械科の設置が対応したのである。いうまでもなく農業機械科の受講農家は、これらの農業機械がほとんど導入され農業経営における機械投資は大きな比重をみせていた。その設備投資は、機械の格納庫の建物も含めて表一6に示すように1千万円以上にもものぼり、点検・整備費は、その10～12%の費用がかかり、農業経営にとって農業機械はきわめて大きな位置を占めているのである。この費用は農民の負債を増大させていた。1972年から1976年まで長沼町では、農家の負債が実に3.3倍に増大している。

表一6 稲作機械化「一貫」体系の設備投資額

	5 ha 規模農家 水田 (546 a)	7 ha 規模農家 水田 (711 a)	12 ha 規模農家 水田 (1,211 a)
建 物 施 設 費	2,296,000	2,717,400	5,844,600
田 植 機 関 係	564,690	543,500	1,183,250
トラクター関係	3,122,560	2,701,080	5,123,040
収 穫 機 関 係	3,333,200	3,927,270	4,599,400
そ の 他	598,380	546,740	1,004,950
小 計	7,618,830	7,718,590	11,910,640
合 計	9,914,830	10,435,990	17,755,240
備 考	5 戸 の 実 績 平 均	6 戸 の 実 績 平 均	4 戸 の 実 績 平 均

注) 1976年度長沼町米生産費調査結果より

長沼町の農業機械整備の設置は、農業経営の経費削減の意味が強いため、すべての階層ともその受講の要求をもっていたのである。そして、受講の年令分布は、30才以下の農業後継者に多くみることができ、若年層の農業機械整備の技術習得の要求の高さを示している。

農業機械科の設置は農外就労と結びつかないということから2年間で中止となったが、その後においても、若者層を中心にして農協内に農業機械の点検整備の技術センターを作らせている。

農協では自主整備研修として、技術センターにそなえてある道具を使って、自分の農業機械を分解整備する機会を農民に与えている。

また、長沼町の地域内には、農民の自主的な「農機具点検整備格納施設生産組織」を作っている。この組合は7戸を単位として、機械を1年でも長もちさせるための共同の点検整備のためのものである。コンバインは収穫期、田植機は田植だけの一時的使用でありその保管は、農民にとって重大な関心であったのである。この生産組合は、共同の格納庫を作って1人でやれない日常的な点検整備をお互いの共同の強制力で実施しようとしたものである。

ところで、農外就労のための農業者転職訓練が農業経営のために積極的に利用されていることは、大型・中型機械化「一貫」体系による農民の農業機械の点検整備や格納庫の自力建築などの技術習得の要求が背景にあることを忘れてはならない。さらに、機械の構造を農民自身

が知ることによって、自分の営農と結びついた機械自体の改善要求と結びついていく。農業機械による事故は、農民の機械操作の未熟というばかりでなく、機械が農民的営農自体の中に位置づいていないことによるものである。農業機械の開発を農民自身から提起していくことができるようになるのは、機械に対する科学的知識を前提とするのである。

注

- 1) 農民の貧困化の現代的諸相については、次の論文に学ぶところが大きい。美土路達雄「農産物市場論の課題と方法についての試論——農民の貧困化理論とのかかわり——」（農産物市場研究会研究資料No.7『農産物市場の基本問題』、1975年23頁～27頁参照。）

山田定市『地域農業と農民教育』日本経済評論社、163頁～184頁参照。

前者の美土路氏の論文は、現代の農民の貧困化の諸相を体系的に一括表示しており、その基本観点を国家独占資本主義的市場編成と土地制度の2つの面から整理している。そして、2つの新たな芽生えとして、

- (1) 家父長制的関係の後退と科学、技術の必然性 (2) 農民的小規模性との矛盾の激化と、生産組織の形成として指摘し、農民的組合的協業へ発展する社会化の芽としてさらに、資本主義的市場編成の民主化の課題を展望していることである。

後者の山田氏の論文は、農業、農家、農村の生産、労働の社会化、生活の社会化という視点をもちながら農民の貧困化を労働者階級との関係、社会的生産力の一端としての農業生産力の関係の中で位置づけていることである。農民労働力の陶冶問題の現代的特徴として、兼業農民の就労状況と農業機械化の二つの側面から論じ、農民の技能習得の課題を展望している。

- 2) 「切り捨てられた農民の多くは、もとより中高年層で農業以外では未熟練労働力であるがゆえに、結局は相対的過剰人口として滞留せしめられ、低賃金の中小企業、零細企業、あるいは日雇、臨時雇の上方などの労働市場にしか受け入れられない。」栗原源太「強蓄積と日本農業の解体」（中央大学経済研究所編『農業の構造変化と労働市場』中央大学出版部、93頁）
- 3) 田沼肇「わが国における労働力政策の特質——教育改革・職業訓練問題を研究する前提として——」（現代の労働組合運動第6集『今日教育改革・職業訓練』大月書店、1頁～27頁参照）
- 4) 訓練政策課「職業訓練法の改定について」（労働省職業訓練局編『職業訓練』誌、1978年6月号参照）
- 5) 江口英一「農村における過剰人口プールの新しい形成」参照。（前掲『農業構造変化の労働市場』）
- 6) 「現代の労働権＝適職選択権は労働の自由との規範的相互関係からいって労働者の自発性の尊重を前提とするが、この自発性の担保こそは職業訓練制度を中核に据えることによってはじめて担保されるのである。」松林和夫「職業訓練と労働権・教育権」（前掲『今日教育改革・職業訓練』109頁）
- 7) 神田嘉延「農民の賃労働者化と農民教育の課題（その1）第一章農民の賃労働者化と安全衛生教育——出稼ぎにおける人身事故問題を中心に——」参照（鹿児島大学教育学部紀要第30巻219頁～236頁）